

さく井職種(ロータリー式さく井工事作業)

作業の定義	ロータリー式さく井機を使用してさく井工事(注)を行う。 注 さく井工事とは、主としてさく井・観測井・還元井・温泉の掘削、浅井戸の築造、揚水設備の設置などを行う工事をいう。				
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	第1号技能実習 (1)ロータリー式さく井工事作業 ①ロータリー式さく井工事の施工作業 1.ロータリー式さく井機のレベル出し作業 2.ドリルパイプ(ドリルロッド)及び器具の取扱い作業 3.簡単な地層サンプルの採取及び判定作業 4.簡単な泥水試験作業 (2)安全衛生業務 ①雇い入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③さく井職種に必要な整理整頓作業 ④さく井職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業	第2号技能実習 (1)ロータリー式さく井工事作業 ①地質柱状図(ケーシングプログラム図を除く)の作成作業 ②ロータリー式さく井工事の施工作業 1.ロータリー式さく井機の据付け作業 2.発電機の取扱い作業 3.ドリルパイプ(ドリルロッド)及び器具の取扱い作業 4.通常の掘削作業 5.簡単な調泥及び泥水管理作業 6.地層サンプルの採取及び判定作業 7.単純な地層における採水層の選定作業 8.ケーシング及びスクリーンの設置作業 9.砂利充てん作業 10.簡単な遮水作業 11.簡単な仕上げ作業 ③揚水泵ポンプの据付け作業 ④揚水試験作業	第3号技能実習 (1)ロータリー式さく井工事作業 ①地質柱状図(ケーシングプログラム図を除く)の作成作業 ②ロータリー式さく井工事の施工作業 1.ロータリー式さく井機の据付け作業 2.発電機の取扱い作業 3.ドリルパイプ(ドリルロッド)及び器具の取扱い作業 4.通常の掘削作業 5.調泥及び泥水管理作業 6.地層サンプルの採取及び判定作業 7.単純な地層における採水層の選定作業 8.ケーシング及びスクリーンの設置作業 9.砂利充てん作業 10.通常の遮水作業 11.仕上げ作業 12.掘削孔の曲がり測定及びその修正作業 13.コンダクターの設置及び撤去作業 ③揚水泵ポンプの据付け作業 ④揚水試験作業		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	(1)関連業務 ①ロータリー式以外のさく井工事作業(バーカッショニ式等) ②電気検層作業 ③機械、器具の保守・管理作業 ④原動機の保守・点検作業 ⑤さく井用材料の管理作業 ⑥移動式クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨揚水泵ポンプの設置作業 ⑩配管工事作業 ⑪溶接作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑫ガス切断作業(技能講習等が必要。) ⑬地質ボーリング工事作業 (2)周辺業務 ①作業用機材の搬送作業(作業場内) ②作業用機材の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	} ※			
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	必要に応じて使用すること。 ①ケーシング 1.鋼管 2.硬質塩化ビニール管 3.強化プラスチック管 4.グラスファイバー管 5.ステンレス管 ②スクリーン 1.スロット管 2.線巻きスクリーン 3.グラベルスクリーン 4.スクリーンジャケット ③充てん用砂利 ④掘削用泥水 1.粘土 2.ペントナイト 3.添加剤				
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	①から③のうち一つ以上及び⑧を必ず使用し、それ以外は必要に応じて使用すること。 ①スピンドル式さく井機 ②ヘッドドライブ(トップドライブ)式さく井機 ③ロータリーテーブル式さく井機 ④掘削用器具 ⑤事故回復用器具 ⑥ケーシング用器具 ⑦仕上げ用器具 ⑧保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等) ⑨発電機 ⑩泥水ポンプ ⑪残土箱 ⑫移動式クレーン				
製品等の例(該当するものを選択すること。)	ロータリー式さく井工事作業の結果そのものが製品である。具体的には井戸、温泉、油井等である。				
移行対象職種・作業とはならない業務例	①現場作業がない場合 ②上記の関連業務及び周辺業務のみの場合				